

保育所の定員変更届出取扱要領

1 定員変更の届出事項

保育所の定員の設定については、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）（以下「規則」という。）第37条第1項第2号の設置認可事項を適用し、建物の規模及び構造の変更事項として取扱うものとする。

2 公私立幼稚園と保育所の適正配置

「公私立幼稚園と保育所の適正配置等について」（昭和51年12月15日付け大分県総務部長、福祉生活部長、教育委員会教育長連名通知）に基づき、公私立幼稚園と保育所の適正配置、幼児の入園入所についての地域的調整その他必要事項について、市町村及び市町村教育委員会並びに私立幼稚園設置者及び私立保育所設置者等の関係者と十分に協議すること。

なお、幼保連絡協議会等を設置している市町村にあつては、届出の際、その協議会の意見書を添付して提出すること。

3 届出を行う者

児童福祉法（昭和22年法律第164号）（以下「法」という。）の規定により、次の保育所を設置した者が届出を行うこと。

保育所の設置者	届出者	根拠法令
法第35条第3項の届出を行った市町村	市町村長	規則第37条第4項
法第35条第4項の認可を受けた市町村以外の者	社会福祉法人理事長、財団法人理事長 など	規則第37条第6項

4 届出を行う時期

定員を変更しようとする前までに届出を行うこと。

5 届出の様式及び添付書類

要保育児童数の状況や保育所の適正配置等の確認を行う必要があることから、児童福祉法施行細則（昭和62年大分県規則第26号）第11条第1項又は第3項に定める児童福祉施設変更届出書（第13号様式又は第15号様式（その1））によらず、次の様式及び添付書類により行うものとする。

届出者	届出書	添付書類
市町村長	保育所定員変更届出書（別紙様式1）	・対象児童数推移表（別紙様式3）
市町村長以外の者	保育所定員変更届出書（別紙様式2）	・児童福祉施設（保育所）最低基準適合調書（別紙様式4）

6 児童福祉施設（保育所）最低基準適合調書記入上の留意事項

- (1) 「1 定員等の状況」の「定員」欄は、届出書の新定員を記入すること。
- (2) 「1 定員等の状況」の「現員」欄は、定員変更予定年月日現在で保育の実施を行う児童数を各年齢ごとに見込みで記入し、「現員計」欄が「定員」欄と一致するようにすること。
- (3) 「4 各部屋の状況」の「乳児室とほふく室」の「最低基準面積」欄は、 1.65 m^2 に2歳未満児数を乗じて算定した面積と 3.3 m^2 に2歳未満児数を乗じて算定した面積の合計を記入すること。
- (4) 「4 各部屋の状況」の「乳児室とほふく室」の「備考」欄は、 1.65 m^2 に0歳児数を乗じて算定した面積と 3.3 m^2 に1歳児数を乗じて算定した面積の合計を記入すること。
- (5) 乳児室とほふく室の面積合計が前記(4)の面積合計を満たせば、最低基準適合調書上は、最低基準に適合しているものとして取扱うこととする。
ただし、実際に保育の実施を行う場合には、2歳未満児のうち、ほふくしない児童については 1.65 m^2 を、ほふくする児童については 3.3 m^2 を満たすようにすること。

7 届出書の提出

届出書の提出については、保育所から次の機関をそれぞれ経由し、経由機関については意見書を添付して、県子育て支援課まで提出すること。

経 由 機 関	経由時の添付書類
市町村保育所担当課	市町村長の意見書